

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連 結 業 度 : : 法 人 名 ()

別表六の二(二)付表 平二十五・四・一以後終了連結事業年度分

当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)		1	円	区 分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分
				①	②		
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「11」)		2		国外の当期利益又は当期欠損の額	15	円	円
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「11」)		2		納付した個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「7」)	16		
個別国外所得の金額 (45) (マイナスの場合は0)		3		交際費等の損金不算入額の個別帰属額	17		
連結国外所得金額 (別表六(二)の二)「8」)		4		貸倒引当金の戻入額	18		
連結国外所得金額 (別表六(二)の二)「10」)		5			19		
$(5) \times \frac{(3)}{(4)}$		6			20		
個別国外所得金額 (3)と(6)のうち少ない金額)		7			21		
各連結法人の個別国外所得金額の合計額 (各連結法人の(7)の合計)		8			22		
連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(7)}{(8)}$		9			23		
法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(9)のうち少ない金額)		10			24		
法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「29の②」)		11			25		
法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「33の②」)		12			26		
計 (10) + (11) + (12)		13			27		
個別帰属額 (13)		14			28		
				小 計	29		
				貸倒引当金の繰入額	30		
					31		
					32		
					33		
					34		
					35		
					36		
					37		
					38		
					39		
					40		
					41		
				小 計	42		
				仮 計 (15) + (29) - (42)	43		
				非課税国外所得の控除額 $(43の②) \times \frac{5}{6}$	44		
				個別国外所得の金額 (43) - (44)	45		

別表六の二（二） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が法第81条の15（連結事業年度における外国税額の控除）又は措置法第68条の91（特定外国子会社等に係る外国税額の控除）若しくは第68条の93の3（特定外国法人に係る外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに記載し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。

2 「当期の個別控除対象外国法人税額1」及び「納付した個別控除対象外国法人税額16」の各欄には、それぞれ、その連結法人に係る別表六（二の二）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額21」及び「納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計7」の金額を記載します。

3 「法第81条の15第2項により控除できる金額11」及び「法第81条の15第3項により控除できる金額12」の各欄には、それぞれ、その連結法人に係る別表六（三）の「29の②」及び「33の②」の金額を記載します。

4 「当期の個別国外所得の金額の計算」の各欄は、次により記載します。

(1) 「国外の当期利益又は当期欠損の額15」には、その連結法人が当期利益又は当期欠損の額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。

なお、その計算の明細を記載した書類をこの明細書に添付してください。

(2) 「加算」及び「減算」の各欄には、「国外の当期利益又は当期欠損の額15」に記載された金額が個別国外所得の金額と異なる場合に、その調整をするため、別

表四の二付表の記載に準じて記載します。

なお、ここでいう個別国外所得の金額とは、令第155条の28第3項本文（連結国外所得金額）に規定する連結国外所得金額のうち各連結法人に帰せられる金額をいいますが、その計算の基礎となる連結国外所得金額の計算に当たっては、次の点に御注意ください。

イ 措置法第68条の90第1項又は第4項（連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入）の規定により益金の額に算入された金額（特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合は、益金の額に算入された金額の6分の1）及び措置法第68条の91第1項の規定により連結法人が納付する個別控除対象外国法人税額とみなされる金額は、その連結事業年度における連結国外所得の金額の計算上、益金の額とします。

ロ 措置法令第39条の118第11項（特定外国子会社等に係る個別控除対象外国法人税額の損金算入）の規定により損金の額に算入する金額は、その連結事業年度における連結国外所得の金額の計算上も損金の額とします。

(3) 「①のうち非課税所得分②」の各欄は、令第155条の28第3項（連結控除限度額の計算）に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得に係る所得の金額がある場合に記載します。